

## 第 29 回 サステナビリティ基準委員会議事概要

I. 日 時 2024 年 1 月 25 日（木） 10 時 30 分～12 時 15 分、13 時 30 分～16 時 30 分

II. 場 所 財務会計基準機構 会議室

III. 議 題

（審議事項）

（1）IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発

本サステナビリティ基準委員会は、一般の傍聴は Zoom ウェビナーを利用して実施した。

### IV. 議事概要

（審議事項）IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発

（1）審議事項 A1-2 「暫定合意のための意思確認」

川西委員長及び小西ディレクターより、次の事項について説明がなされ、審議が行われた。その後、「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 14 条第 5 項に基づき、審議事項 A1-2 に示す次の項目について、それぞれ意思確認が行われた。出席委員は 13 名であったため、5 分の 3 以上の多数にあたる 8 名以上の賛成により、暫定合意がなされることになる。

①	「ガイダンスの情報源」における SASB スタンダード等の取扱い
②	温室効果ガス排出量の表示単位
③	スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準
④	スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性の判断の適用
⑤	スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出量の合計値
⑥	産業横断的指標等の取扱い

① 「ガイダンスの情報源」における SASB スタンダード等の取扱い

ガイダンスの情報源における SASB スタンダード等の取扱いについて、意思確認が行われた。

その結果、産業別ガイダンスについては、「参照し、適用可能性を考慮しなければならない」（いわゆる「shall consider」の）情報源とすべきだが、SASB スタンダードについては「参照し、適用可能性を考慮することができる（いわゆる「may consider」の）情報源とすべきである」とする案について、出席委員 8 名が支持したため、当該案を当委員会の方針として公開草案に含める旨の暫定合意がなされた。

② 温室効果ガス排出量の表示単位

本論点に関する意思確認は、次回の委員会で行うこととされた。

③ スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準

スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準の適用に

について、意思確認が行われた。

その結果、ロケーション基準による開示に加え、契約証書に関する情報又はマーケット基準による開示の少なくともいずれかを開示することを要求する案について、出席委員 8 名が支持したため、当該案を当委員会の方針として公開草案に含める旨の暫定合意がなされた。

#### ④ スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性の判断の適用

スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性の判断の適用について、意思確認が行われた。

その結果、8 名以上の委員が支持する案はなかったものの、スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の測定に含めるカテゴリーに関して、特段の定めを置かず、IFRS S2 号をそのまま取り入れるとする案について、出席委員全員が反対しなかったため、当該案を当委員会の方針として公開草案に含めることとされた。

#### ⑤ スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出量の合計値

スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出量の合計値の開示について、意思確認が行われた。

その結果、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出量の合計値を開示することとする案について、出席委員 8 名が支持したため、当該案を当委員会の方針として公開草案に含める旨の暫定合意がなされた。

#### ⑥ 産業横断的指標等（気候関連の移行リスク、気候関連の物理的リスク及び気候関連の機会）の取扱い

本論点に関する意思確認は、次回の委員会で行うこととされた。

#### ⑦ 産業横断的指標等（資本投下）の取扱い

産業横断的指標等（資本投下）の取扱いについて、意思確認が行われた。

その結果、産業横断的指標等（資本投下）については、IFRS S2 号の要求事項をそのまま取り入れ、気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額に関する情報を開示しなければならないとする案について、出席委員 9 名が支持したため、当該案を当委員会の方針として公開草案に含める旨の暫定合意がなされた。

#### ⑧ 産業横断的指標等（内部炭素価格）の取扱い

産業横断的指標等（内部炭素価格）の取扱いについて、意思確認が行われた。

その結果、産業横断的指標等（内部炭素価格）については、IFRS S2 号の要求事項をそのまま取り入れ、内部炭素価格に関する情報を開示しなければならないとする案について、出席委員 10 名が支持したため、当該案を当委員会の方針として公開草案に含める旨の暫定合意がなされた。

(2) 審議事項 A1-3 「『サステナビリティ開示基準の適用』の文案」

小西ディレクターより、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」の文案について説明がなされ、審議が行われた。

(3) 審議事項 A1-4 「『一般開示基準』の文案」

小西ディレクターより、サステナビリティ開示テーマ別基準「一般開示基準」の文案について説明がなされ、審議が行われた。

以 上